

京都市告示第 529 号

平成27年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成27年12月25日

京都市長 門川大作

氏名又は名称	住所	改正内容
暮らしの館 阪長	京都市東山区三条通東大路東入る1丁目 分木町56	取扱中止により削除
戸田青果店	京都市伏見区墨染町720	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)